

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年4月13日	有限会社西運送(法人番号1340002007272) 代表者西広行	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和2年1月24日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1点	1点
	鹿児島県鹿児島市田上6-2-57	鹿児島県鹿児島市田上町155-1					
令和2年4月13日	株式会社陽(法人番号6340001015461) 代表者加塩忠勇	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和2年1月24日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1点	1点
	鹿児島県志布志市志布志町帖3946-8	鹿児島県志布志市志布志町帖3946-8					